



《経営の知識》中小企業金融円滑化法終了による影響及び対応

はじめに

最近、「中小企業金融円滑化法が3月末で終了」などという文字を、新聞やメディア等でよく目にします。

中小企業金融円滑化法(以下「円滑化法」とは、中小企業などの借り手が、金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際に、可能な限り返済条件の変更に応じるよう努力する義務及びその対応状況を開示する義務等を課した法律です。平成21年12月に時限立法として施行され、途中2度の期限延長を経て、平成25年3月末をもって終了となる見込みです。これによって、現在、円滑化法により借入の条件変更、いわゆるリスケジュール(以下「リスケ」)を受けている企業は今後どのような影響を受け、また、何をすべきなのでしょうか。

1. 円滑化法の効果

平成24年度1年間における企業の倒産件数は1万1,129件(帝国データバンク調べ)であり、3年連続で前年を下回りました。これは、円滑化法により金融機関の取引先に対する自己査定基準が緩和され、リスケへの対応がしやすくなったことから、多くの企業が円滑化法を利用して借入金のリスケを行い、それによって資金繰りが維持できているためと考えられています。

実際、中小企業者のリスケ申し込みに対する実行率は9割を超えており、金融機関側も極力リスケに対応してきたことが伺えます。

2. 円滑化法終了による影響

この点、金融庁は円滑化法終了後も、リスケに対する金融機関の対応やスタンスは変わらない旨を強調しています(金融庁HPより)。一方で、市場ではこれまで緩和されていた貸し出しの基準が厳しくなり、今後リスケが受けにくくなることを懸念しています(帝国データバンク調査より)。

従って、今後、借入金のリスケを考えている場合は、円滑化法終了の前に、何らかの対応を検討することが必要と考えられます。

3. 経営改善計画策定の必要性

その対応として真っ先に考えられるのが、経営改善計画の策定です。現に、円滑化法の下では、

計画未策定又は簡易な計画の場合でもリスケに応じてもらえる可能性が高いため、抜本的な経営改善計画の策定に至っていない会社が多いようです。

従って、円滑化法終了後も継続して金融機関からの融資を受けるため、また、何よりも自社の経営改善・事業再生に繋げるためにも、実現可能で抜本的な経営改善計画の策定に真剣に取り組むことが大切です。

4. 企業の経営支援に対する国の政策について

円滑化法終了を見据えて、国も中小企業の経営改善に対し、金融機関にコンサルティング機能をより一層発揮し、支援すること等を求めています。ただし、金融機関がすべての企業に関与することは不可能であることから、金融庁及び中小企業庁は外部専門家との連携を強化し、企業の経営改善に繋げるためのいくつかの施策をすでに実施しています。

5. 経営力強化保証制度

当該施策の1つとして、中小企業庁は平成24年10月1日より経営力強化保証制度を実施しています。これは、中小企業が外部の専門家(金融機関・税理士等)の力を借りながら経営改善に取り組む場合に信用保証協会から保証料の減免(▲0.2%)を受けられる制度です。またその際の専門家は「経営革新等支援機関」として国の認定を受けた機関でなければならず、そのような専門的知識や実務経験が一定レベル以上である専門家とともに経営改善に取り組むことで、企業の経営力の強化を目的としています。また、先般公表された「平成25年度税制改正大綱」でも、当該認定機関の指導を受けた企業に対して、一部、税制上の優遇措置を設けています。

結び

小谷野公認会計士事務所も「経営革新等支援機関」の認定を受けており、経営改善に取り組む企業をサポートできる体制を整えております。

今後、真剣に経営改善計画の策定を検討中の企業につきましては、幣所までは是非一度ご相談ください。

(担当：折田)